

平成30年7月豪雨災害による被災者の皆様へ

岡山県は民間賃貸住宅を借り上げて提供します。

対象になる方（概要）

災害時において、岡山県(災害救助法の適用を受けた市町村)に居住する方	原則として、次のいずれにも該当する方 (1) 当該災害により住家の全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方であって、自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方 (2) 災害救助法に基づく、被災した住宅の応急修理及び災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（いわゆる、障害物の除去）の救助制度を利用していない方
------------------------------------	---

民間賃貸住宅の条件 ※避難者は、自ら条件にあった物件を探して頂きます。

次の①、②のいずれにも該当する県内の住宅となります。

① 耐震性が確保された住宅 ・ 昭和56年6月1日以降に建築された住宅 ・ 上記以外で耐震診断や耐震補強の結果、耐震性を有する住宅
② 家賃・・・ 2人以下の世帯は月額6万円以下 3人～4人の世帯は月額8万円以下 5人以上の世帯は月額9万円以下

県が負担する経費

- 毎月の家賃、礼金（家賃1ヶ月分以下）、退去修繕負担金（家賃2ヶ月分以下）
- 諸経費：仲介手数料（家賃の0.54ヶ月分以下）、損害保険料（1万円以下／年）
※上記以外の光熱水費、管理費、共益費、駐車場料金、自治会費等は入居者の負担となります。
※被服、寝具その他生活必需品につきましては、市町村にご相談ください。

入居期間

入居時から2年以内

制度開始日

平成30年7月13日（金曜日）

問合せ先

- 制度について
- 各市町村が設置する受付相談窓口
- 物件について
- 岡山県が実施する民間賃貸住宅借り上げ事業の取扱宅建業者にご相談ください。
 - ・ 「住まいる岡山」(<https://www.ok-smile.jp/>) の物件情報の詳細情報にある取扱店舗
 - ・ (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 岡山中央支部(ケアホーム内) TEL:086-441-4622
 - ・ (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 岡山西支部(ワイ・ケイ興産内) TEL:086-430-6767

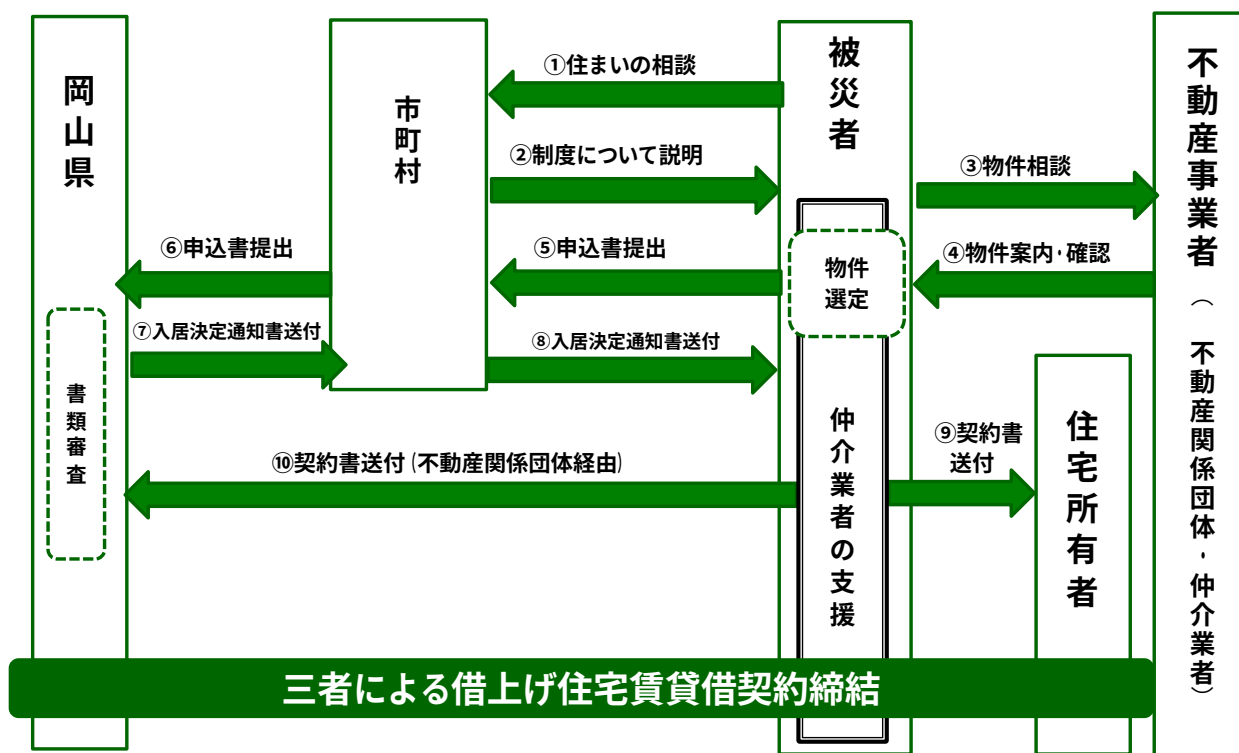
その他

- ① 受付の際には住所や家族構成などに関する事項をお聞きすることもありますのでご了承ください。
- ② 受付後、事実と相違することが判明した場合や、必要な証明書等が未提出の場合は契約ができないことがあります。入居後、判明した場合は契約を解除し、県が支払った家賃等は返還していただきます。
- ③ 県が借り上げた住宅から一旦退去されますと、原則、その後は災害救助法の対象となりません。
- ④ 県が借り上げる住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を提供するものです。通常の賃貸借契約と異なり定期賃貸借契約ですので、期間が満了すると退去しなければなりません。
- ⑤ 契約期間内に退去する場合でも違約金は発生しないものとします。

平成30年7月豪雨災害による被災者に対する民間賃貸住宅提供に係る手続きの流れ

岡山県、貸主、被災者（入居予定者）の三者契約となります。

民間賃貸住宅提供に係る手続きの流れ



平成30年7月豪雨災害による被災者に対する民間賃貸住宅の借上げ対象となる経費

経費の区分	負担区分	備 考
家賃の条件	県	・2人以下の世帯は月額6万円以下 ・3人～4人の世帯は月額8万円以下 ・5人以上の世帯は月額9万円以下 ※上記の家賃の賃貸住宅に限ります（それ以外は、みなし仮設の対象外です）。
退去修繕負担金	県	家賃の2ヶ月分以下。これを超える修繕費については、入居者の負担となります。
礼金	県	家賃の1ヶ月分以下。契約締結後、県が家主等に支払います。
仲介手数料	県	家賃の0.54ヶ月分以下。契約締結後、県が宅建業者に速やかに支払います。
共益費	入居者	入居者の負担となります。
管理費	入居者	同上
損害保険料	県	県が契約締結後、速やかに宅建業者等を経由し支払います（火災保険・借家人賠償責任保険に限ります。）
光熱水費	入居者	入居者の負担となります。
駐車場	入居者	同上

※制度全般に対するお問い合わせ先：

岡山県土木部都市局住宅課(086-226-7527)又は保健福祉部保健福祉課(086-226-7316)